

広島県告示第二百九十八号

昭和三十九年広島県告示第六百十四号（広島県屋外広告物条例による地域、場所、物件の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一の部中「広島市」の下に「、呉市」を加える。

二の部中「広島市」の下に「、呉市」を加え、同部一の項中「第一種住居専用地域」を「第一種低層住居専用地域」に改め、同部四の項中第三号及び第四号を削り、同項第五号中「呉市川尻町地内柏島・」を削り、同号を第三号とし、第六号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

三の部一の項中「広島市」の下に「、呉市」を加える。